

関東農政局公正入札等調査委員会会則

関東農政局公正入札等調査委員会設置要領（平成23年3月31日付け22関総第801号（会））
第5の規定により、下記のとおり定める。

記

第1 委員の指定

- 1 関東農政局公正入札等調査委員会設置要領（以下「要領」という。）第2の1の指定する委員は、会計課長、事業経理官（国が行う土地改良事業等に限る）及び総務課監査官とし、「連絡担当官」は会計課長とする。
- 2 要領第2の2の臨時委員は審議事案の業務を担当する課の課長及び各部の主管課長とする。
- 3 要領第2の3の委員長の代理は会計課長とする。

第2 委員会の開催

- 1 要領第3の委員会の庶務については、要領第6の事務局が行う。
- 2 事務局は委員会の議事録を作成するものとする。

第3 調査・審議及び通報等

要領第4の2の（2）の事情聴取を行う職員は、事業所等においては次長、庶務課長、審議事案の業務を担当する課の課長又は支所長のうち3名とする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えないものとする。

第4 事務局

要領第6の事務局は、事業経理調整係の所掌に属するもの以外は審査係とし、国が行う土地改良事業等は事業経理調整係とする。

附 則

この会則は、平成23年 3月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年 3月 3日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4年 3月28日から施行する。